

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 旭川厚生年金 事案974

### 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間①から⑤までに係る標準報酬月額  
の記録については、当該期間のうち、平成15年11月及び同年12月は47万円、16  
年3月は41万円、同年4月は24万円、同年5月は30万円、同年6月は38万円、  
同年7月は41万円、同年8月及び同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年  
12月、17年1月、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は32万円、同年6  
月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は20万円、同年10月か  
ら18年1月までは47万円、同年2月は20万円、同年3月から同年5月までは47  
万円、同年6月は36万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月は  
22万円、同年10月は44万円、同年11月から19年1月までは56万円、同年2月は  
22万円、同年3月は56万円、同年4月は47万円、同年5月は36万円、同年6月  
は41万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は38  
万円、同年11月は47万円、並びに20年2月、同年9月、21年2月及び同年9月  
は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保  
険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義  
務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年2月1日まで  
② 平成16年3月1日から同年9月1日まで  
③ 平成16年10月1日から17年2月1日まで  
④ 平成17年3月1日から19年12月1日まで  
⑤ 平成20年2月1日から21年10月1日まで  
⑥ 平成15年12月  
⑦ 平成16年12月  
⑧ 平成17年12月  
⑨ 平成18年12月  
⑩ 平成19年12月  
⑪ 平成20年12月

⑫ 平成21年12月

⑬ 平成22年12月

申立期間①から⑤までについて、平成15年4月から漁船に乗っていたが、当時の給与明細書で確認できるように実際にもらっていた給料と厚生年金保険の標準報酬月額記録が違っているので正しい記録に訂正してほしい。

申立期間⑥から⑬までについて、賞与を毎年12月末に32万7,000円もらっていたのに標準賞与額の記録が無いので、年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑬までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑩までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪及び⑬については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、当該期間に係る申立人から提出された給与計算書（一部を除き支給年の記載が無い。）、給与所得の源泉徴収票及びB年金事務所から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①のうち平成15年11月及び同年12月、申立期間②から④まで、並びに申立期間⑤のうち20年2月、同年9月、21年2月及び同年9月の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票及び賃金台帳から、平成15年11月及び同年12月は47万円、16年3月は41万円、同年4月は24万円、同年5月は30万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年

12月、17年1月、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は32万円、同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は20万円、同年10月から18年1月までは47万円、同年2月は20万円、同年3月から同年5月までは47万円、同年6月は36万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月は22万円、同年10月は44万円、同年11月から19年1月までは56万円、同年2月は22万円、同年3月は56万円、同年4月は47万円、同年5月は36万円、同年6月は41万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月は47万円、並びに20年2月、同年9月、21年2月及び同年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認できないが、申立人及びB年金事務所から提出された資料において確認できる社会保険料控除額又は給与支払金額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成15年9月、並びに申立期間⑤のうち平成20年3月から同年8月まで、同年10月から21年1月まで及び同年3月から同年8月までの期間について、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票及び賃金台帳から確認又は推認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成15年10月及び16年1月について、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B年金事務所では、「A株式会社からは平成15年の届出以降は届出がなかったため、15年から19年まで申立人の報酬月額に変動がない記録となってしまっている。また、平成15年の届出書は保管していない。それ以前の届出書も無い。」と回答している上、A株式会社からは回答が得られないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち平成15年10月及び16年1月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑥から⑬までについて、申立人は、A株式会社における標準賞与額

の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、申立期間⑥から⑩までについて、申立人から提出された年間臨時手当の書類には支給者、支給年月及び厚生年金保険料の控除額の記載は無い上に、前述のとおり、A株式会社からは回答を得られないことから、当該期間の年間臨時手当の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間⑪及び⑫についても、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張しているが、前述のとおり、申立人から提出された年間臨時手当の書類には支給者及び支給年月の記載は無い上に、同事業所からは回答を得られず、当該期間の賞与が事業主により支払われていたことが確認できないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年12月及び7年1月は32万円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月まで及び同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月は41万円、同年2月は17万円、同年3月から同年8月まで及び同年10月は41万円、同年11月から17年1月まで、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月は28万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年10月から18年1月までは44万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月は34万円、同年6月は28万円、同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は18万円、同年10月は34万円、同年11月から19年1月までは44万円、同年2月は18万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は38万円、同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年10月は26万円、同年11月は36万円、20年2月は18万円、同年3月、同年4月及び同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年11月から21年1月までは44万円、並びに同年2月及び同年9月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から21年10月1日まで  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年12月  
⑦ 平成20年12月  
⑧ 平成21年12月  
⑨ 平成22年12月

申立期間①について、国の標準報酬月額記録と実際の報酬月額が相違しているため、関係資料（給与計算書等）に基づき訂正してほしい。

申立期間②から⑨までについて、賞与は毎年12月末に21万円か22万円もらっていたが、標準賞与額の記録が無いので、年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑨までに係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑦までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑧及び⑨については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、当該期間に係る申立人から提出された給与計算書、給与所得の源泉徴収票、町民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書、及びB年金事務所から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①のうち平成6年12月から7年8月まで、同年10月から同年12月まで、16年1月から同年8月まで、同年10月から17年1月まで、同年3月から19年11月まで、20年2月から同年4月まで、同年8月、同年9月、同年11月から21年2月まで及び同年9月の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票、町民税・都道府県民税特別徴収税額通知書、及び賃金台帳から、平成6年12月及び7年1月は32万円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月まで及び同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月は41万円、同年2月は17万円、同年3月から同年8月まで及び同年10月は41万円、同年11月から17年1月まで、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月

は28万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年10月から18年1月までは44万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月は34万円、同年6月は28万円、同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は18万円、同年10月は34万円、同年11月から19年1月までは44万円、同年2月は18万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は38万円、同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年10月は26万円、同年11月は36万円、20年2月は18万円、同年3月、同年4月及び同年8月は44万円、同年9月は18万円、同年11月から21年1月までは44万円、並びに同年2月及び同年9月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認できないが、申立人及びB年金事務所から提出された資料において確認できる社会保険料控除額又は給与支払金額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で推認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成4年12月から6年11月まで、7年9月、8年1月から14年12月まで、16年9月、17年2月、19年12月、20年1月、同年5月から同年7月まで、同年10月及び21年3月から同年8月までの期間について、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票、町民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書及び申立人に係る賃金台帳から確認又は推認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成15年1月から同年12月までの期間について、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B年金事務所では、「A株式会社からは平成15年の届出以降は届出がなかったため、15年から19年まで被保険者の報酬月額に変動がない記録となってしまう。また、平成15年の届出書は保管していない。それ以前の届出書も無い。」と回答している上、A株式会社からは回答が得られないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち平成15年1月から同年12月までの期間について、そ

の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②から⑨までについて、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、申立期間②から⑦までについては、申立人に対して賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる資料は無い上に、前述のとおり、A株式会社からは回答を得られないことから、当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間⑧及び⑨についても、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張しているが、申立人は実際に支給された賞与額を確認できる給与明細書等は所持していない上、前述のとおり、同事業所からは回答を得られず、当該期間の賞与が事業主により支払われていたことを確認できないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 旭川厚生年金 事案976

### 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月は20万円、同年10月は44万円、同年11月から16年1月まで及び同年3月は47万円、同年4月から同年8月までは50万円、同年9月は20万円、同年10月から17年1月まで及び同年3月から同年8月までは50万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までは50万円、18年1月及び同年3月から同年7月までは44万円、同年8月は47万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までは47万円、19年1月及び同年3月から同年5月までは50万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は47万円、20年2月は20万円、同年3月、同年4月及び同年8月は50万円、同年9月は20万円、同年11月から21年1月までは50万円並びに同年2月及び同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から21年10月1日まで  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年12月  
⑦ 平成20年12月  
⑧ 平成21年12月  
⑨ 平成22年12月

申立期間①について、国（厚生労働省）の標準報酬月額記録と実際の報酬月額が相違しているため、関係資料（源泉徴収票等）に基づき訂正してほしい。

申立期間②から⑨までについて、賞与は毎年12月末におよそ10万円もらっ

ていたが、標準賞与額の記録が無いので、年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑨までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑦までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑧及び⑨については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、当該期間に係る申立人から提出された給与所得の源泉徴収票、B市役所から提出された市民税・都道府県民税所得課税証明書、及びC年金事務所から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①のうち平成15年9月から16年1月まで、同年3月から17年1月まで、同年3月から18年1月まで、同年3月から19年1月まで、同年3月から同年11月まで、20年2月から同年4月まで、同年8月、同年9月、同年11月から21年2月まで及び同年9月の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税所得課税証明書、及び賃金台帳から、平成15年9月は20万円、同年10月は44万円、同年11月から16年1月まで及び同年3月は47万円、同年4月から同年8月までは50万円、同年9月は20万円、同年10月から17年1月まで及び同年3月から同年8月までは50万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までは50万円、18年1月及び同年3月から同年7月までは44万円、同年8月は47万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までは47万円、19年1月及び同年3月から同年5月までは50万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は47万円、20

年2月は20万円、同年3月、同年4月及び同年8月は50万円、同年9月は20万円、同年11月から21年1月までは50万円並びに同年2月及び同年9月は20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認できないが、申立人、B市及びC年金事務所から提出された資料において確認できる社会保険料控除額又は給与支払金額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で推認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年2月、17年2月、18年2月、19年2月、同年12月、20年1月、同年5月から同年7月まで、同年10月、及び21年3月から同年8月までの期間について、前述の給与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税所得課税証明書、及び申立人に係る賃金台帳から確認又は推認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から⑨までについて、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、申立期間②から⑦までについては、申立人に対して賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる資料は無い上に、前述のとおり、A株式会社からは回答が得られないことから、当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間⑧及び⑨についても、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張しているが、申立人は実際に支給された賞与額を確認できる給与明細書等は所持していない上、前述のとおり、同事業所からは回答が得られず、当該期間の賞与が事業主により支払われていたことが確認できないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 旭川厚生年金 事案977（事案364、535及び947の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から19年6月1日まで

A株式会社B事業所の職員給料規則第38条及び第39条によると、昭和18年8月1日より職員給料規則が施行され、職員給与規程並びに準職員及び月俸従業員給与規程が廃止されているため、自分は月俸者ではなく、職種も技術雇員であり、技手補以上の職員ではないため労働者年金保険法の被保険者であり、第三者委員会の判断は間違っている。

新たな資料として、①C学校設計課第一期生名簿及び名簿者写真(写)、②C学校概覧(写)、③出典 D県史・資料編22(教育P600-P610)(写)が見つかったので、再申立てしたい。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人提出の徴用変更令書及び青年学校手帳の記載から、申立人が、申立期間においてA株式会社B事業所に勤務し、設計製図(事務系)の業務に就いていたことが確認できるものの、  
i) 申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法(昭和17年6月施行)の適用の期間で、労働者年金保険の加入対象者は「筋肉労働者」であり、申立人のような事務系の従業員は加入対象とされないと考えられること、ii) 労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、昭和17年1月1日(労働者年金保険制度の試行時期)に労働者年金保険の

被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失した記録となっている者が100人以上存在し、このうち連絡の取れた9人は、すべて事務系（設計、試験等）の業務に就いていた旨回答していることを踏まえれば、当時、A株式会社B事業所では、労働者年金保険制度の発足時に、事務系の従業員も含めて被保険者としたものの、事務系の従業員については、17年6月27日に一斉に被保険者資格を喪失させたものと推認されること、iii) 申立人が記憶していた同僚二人には申立期間において労働者年金保険の加入記録が存在しているものの、このうち連絡の取れた一人は、「（自分は、）組立工であった。」と回答しており、申立人とは異なる業種（筋肉労働者）であったものと考えられること、iv) 連絡の取れた元従業員（事務系）からは、労働者年金保険に未加入となっている期間において労働者年金保険料を給与から控除されていた旨の証言は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、二度目の申立てを行い、E町役場で保管していた自身に係る履歴書の記載で、私立C学校卒業（昭和18年12月1日）と同時に、A株式会社B事業所の技術員（昭和18年12月1日付け、月俸45円）を命ぜられたことが判明したとし、さらに、当時、会社からもらった労働者年金保険に関する冊子の記載から、自身も労働者年金保険の被保険者に該当すると思うと主張し、当該履歴書と「労働者年金保険被保険者必携 A株式会社B事業所」（以下「被保険者必携」という。）を提出しているものの、当該履歴書において、申立人が申立期間において月俸者として勤務していたことが確認できる一方で、被保険者必携には、月俸者は労働者年金保険法の被保険者に該当しない旨の記載があり、申立人が、申立期間において労働者年金保険法の被保険者に該当していたとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、三度目の申立てを行い、当時のC学校関係の資料である「F」を新たに提出し、当該資料が申立事業所に勤務していたことの証明となると主張していることに加え、被保険者必携において、労働者は強制的に労働者年金保険の被保険者に該当する旨の記述があるため再確認してほしいと主張しているが、当初の申立てにおいて、既に申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められているほか、i) 被保険者必携には、申立人が主張しているとおり、労働者は強制被保険者になる旨の記述があるものの、二度目の申立てに係る当委員会の決定理由のとおり、申立人のような月俸者については被保険者に該当しない旨記載されて

いること、ii) 二度目の申立ての際に申立人から被保険者必携と併せて提出された「職員給料規則」には、「職員」の俸給は月俸とすること、被保険者必携には、月俸者は「職員」とみなすと記載されていること及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の昭和17年6月27日付けの被保険者資格喪失原因は、「職員」と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者の対象とならない「職員」として勤務していたものと考えられること、iii) 申立人が現在も交流しているC学校の一期生の同僚5人についても、厚生年金保険被保険者台帳によれば、被保険者資格は申立人と同様に、昭和17年6月27日に一旦喪失しており、資格喪失原因も、「職員」と記載されていること、iv) 「F」には労働者年金保険の適用状況及び保険料の控除についての記載は無く、当該資料の発行者に照会したところ、「労働者年金保険の適用について、職種に差異があったかどうかについては不明。」と回答しており、申立人に係る労働者年金保険の適用の有無について確認できないことを理由として、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年12月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は四度目の申立てを行い、新たな資料として①C学校設計課第一期生名簿及び名簿者写真(写)、②C学校概覧(写)、③出典 D 県史・資料編 22(教育 P600-P610)(写)を提出しているが、これらはC学校の概要についての記載であり、記録の訂正につながる新たな事情とは認められない。

また、申立人は、職員給与規程並びに準職員及び月俸従業員給与規程は廃止されているため自身は月俸者に該当しないと主張しているが、A株式会社B事業所の職員給料規則第38条及び第39条によると、昭和18年8月1日より職員給料規則が施行され、職員給与規程並びに準職員及び月俸従業員給与規程が廃止されていることは確認できるが、あくまで職員給料規則が施行されたため従来の規定が廃止されたということであり、職員給料規則第2条にも、「職員の給与は月俸とす」と記載されていること、E町役場の履歴書に、昭和18年12月1日付けで「雇員を命ず、月俸45円」と記載されていることから月俸が廃止されたとは考えられない。

さらに、二度目の申立ての際に申立人から提出された被保険者必携には「当所に於いては勤務者は凡て被保険者となりますが、総務部、会計部の勤務者は被保険者となりません。然し技手補以上の職員はいわゆる技術職員であって、被保険者となりません。」と記載されているところ、申立人は、自身は技術雇員であり技手補以上の職員ではないため、労働者年金保険の

被保険者に該当すると主張しているが、被保険者必携の前述の記載の続きには「また月俸者も給与の支給方法、退職積立金及び退職手当法等の関係で本法に依る職員と見做し被保険者となりません。」と記載されているところ、前述のとおり申立人は月俸者であったものと思われる上、二度目の申立ての際に申立人から被保険者必携と併せて提出された職員従業規則第8条には、「職員の各級左の如し」とし、種類として、正員、準員、雇員があり、雇員の中の一つに技術雇員が記載されていることから、A株式会社B事業所では申立人は職員として勤務し、労働者年金保険法の適用対象には該当しない取扱いとされていたと考えられる。

以上のことから、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。